

三条市労働環境整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内中小企業者の賃上げ環境の整備を促進するため、多様な人材が働きやすい労働環境の整備に要する経費に対し、予算の範囲内において三条市労働環境整備補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、三条市補助金等交付規則（平成17年三条市規則第41号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てに該当する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）とする。

- (1) 市内に事業所を有しており、当該事業所において常時使用する従業員の数が1人以上であること。（労働基準法（昭和22年法律第49号）第116条第2項の規定により同法の規定を適用しないものを除く。）
- (2) 製造業、卸売業その他市長が適当と認める業種に属する事業を営んでいること。
- (3) 納期限の到来した市税を完納していること。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業のうち、市長が別に定める評価基準に基づき審査した結果、基準点を満たし、市内事業所の従業員の労働環境の改善又は働きやすさの向上に直接資すると認められるものとする。

- (1) ハード整備事業 休憩室の整備、洋式トイレの改修その他の施設、設備等の整備に係る事業であって、市長が適当と認めるもの
- (2) ソフト整備事業 就業規則の整備、人事評価制度の構築その他の制度整備に係る事業であって、市長が適当と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業に該当すると認められる場合は、補助対象事業としないものとする。

- (1) 労働基準法その他の労働関係法令の違反状態を是正する事業
- (2) 市の他の補助制度を活用することにより実施できる事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げる経費であって、市長が指定する期間に支払が完了するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額は、補助対象経費としないものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする経費が、この要綱その他の市の制度又は国、県その他の機関の制度により補助金の交付を受けた、又は受け

る場合は、補助対象経費としないものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号の補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。この場合において、算定した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(1) ハード整備事業 補助対象経費の2分の1に相当する額とし、1年度につき50万円を上限とする。

(2) ソフト整備事業 補助対象経費の2分の1に相当する額とし、1年度につき20万円を上限とする。

2 前項に規定する上限額は、同一の中小企業者が前項第1号及び第2号に掲げる事業の両方を実施する場合は、それぞれの事業について当該各号に定める額を適用するものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が指定する日までに、三条市労働環境整備補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、それぞれに定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) ハード整備事業 次に掲げる書類

ア 開業届出書又は直近の確定申告における確定申告書の第一表の写し（個人事業主に限る。）

イ 法人の定款又は登記事項証明書（法人に限る。）

ウ 建物の所有者を確認できる書類（工事を実施する場合に限る。）

エ 賃貸借契約書の写し及び工事に係る建物の所有者の承諾書（自己の所有しない建物の工事を実施する場合に限る。）

オ 補助対象経費に係る見積書及び明細書の写し

カ 施工予定箇所が確認できる図面又は写真等（工事を実施する場合に限る。）

キ 建物の使用状況が確認できる図面又は写真等（工事を実施する場合を除く。）

ク その他市長が必要と認める書類

(2) ソフト整備事業 次に掲げる書類

ア 開業届出書又は直近の確定申告における確定申告書の第一表の写し（個人事業主に限る。）

イ 法人の定款又は登記事項証明書（法人に限る。）

ウ 補助対象経費に係る見積書及び明細書の写し

エ その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、

補助金を交付することを決定したときは三条市労働環境整備補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金を交付しないことを決定したときは三条市労働環境整備補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付申請の内容を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止するときは、三条市労働環境整備補助金変更等申請書（様式第4号）を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合については、この限りでない。

- (1) 補助対象経費の総額の20パーセント以内の減額をする場合
- (2) 補助金の目的に影響を及ぼさない範囲で補助対象事業の内容を変更する場合
（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、三条市労働環境整備補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の支払を証する書類
- (2) 工事請負契約書、工事注文書又は注文請書の写し（工事を実施する場合に限る。）
- (3) 補助対象事業の実施状況が確認できる写真
- (4) その他市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査した上で補助金の額を確定し、三条市労働環境整備補助金確定通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第11条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けた者があった場合又は補助対象者の要件を満たさないことが判明した者があった場合は、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の場合において、市長は、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
（三条市外国人材受入環境整備補助金交付要綱の廃止）
- 2 三条市外国人材受入環境整備補助金交付要綱（令和6年三条市告示第102号）は、

廃止する。

別表（第4条関係）

補助対象事業	補助対象経費	内容
ハード整備事業	(1) 工事請負費	工事請負費（申請者が自ら施工するものに係る経費は除く。）
	(2) 設備導入費	設備導入費（申請者が自ら施工するものに係る経費は除く。）
	(3) 備品購入費	備品購入費
	(4) その他	その他市長が必要と認める経費
ソフト整備事業	(1) 報償費	外部専門家（社会保険労務士等）への相談料、研修会の講師謝礼等
	(2) 旅費	研修会等の講師旅費等
	(3) 印刷製本費	研修用教材の印刷費等
	(4) 委託料	制度整備等に係る外部専門家（社会保険労務士等）への委託料、研修会開催に係る委託料等
	(5) 施設等使用料	研修等に係る施設等使用料
	(6) 受講料	研修受講料等
	(7) その他	その他市長が必要と認める経費